

県民会議委員からの個別意見聴取（平成 31 年 1 月 15 日～23 日）

基本方針の改正に関する主な意見等

◎基本方針の改正全般について

- ・新たなニーズに対応することについての状況及び県の考え方は理解した。
- ・今回の新たな課題への対応は、県民の目に見えやすいところでの事業であり、森林税の見える化を進める観点からも良いと思う。
- ・従来の森林税は現実の状況に十分対応してこられなかったという反省に立てば、今回のように柔軟に対応することは良いこと。

◎ライフライン沿いの倒木対策について

- ・台風被害を受けて倒木対策に森林税を活用することには違和感はない。
- ・危険木への対応は森林税の課税期間に集中的に行ったとしても、山に木はずっとあるので、そのような仕事がずっと回っていくような仕組みを作ることが重要。
- ・電力会社や市町村が本来果たすべき責務との関係を明確にし、そのうえで森林税により実施する事業の範囲や選定基準を明確に示すべき。
- ・各地域を回って話を聞く中でも、倒木対策が切実な課題であることは聞こえてきた。
- ・危険木の伐採は、やるならば幅 20m くらいで面的に実施できるとよい。
- ・基本方針を当初に定める際に、県の既存の財源でやるべきことと、森林税でやるべきことをきちんと区別すべきという議論があったが、今回拡充する事業の位置付けをその観点から明確に説明してほしい。

ご意見に対する県の考え方

- ・道路区域内の危険木は従来どおりそれぞれの管理者が対応しますが、その外側の個人所有林等の危険木伐採については既存の仕組みで対応できないため、今回森林税の事業内容を拡充して対応します。
- ・事業実施にあたっては、倒木が発生した場合の保全対象への影響を考慮して優先実施箇所を選定するとともに、電力会社等との連携により効率的・効果的な事業実施を図ってまいります。

◎防災・減災のための里山整備の目標面積の変更について

- ・間伐面積の目標が変更になるのは仕方ないと思う。
- ・倒木対策を新たに実施するのに間伐目標面積が減るのは違和感がある。
- ・間伐目標が 5,700 ha から 4,300 に減ることにより、減った分の面積はどうなるのか。
- ・予算が不足する分を単純に面積に換算するのではなく、予算を広く薄く使ってできる限り面的に整備を実施する考え方もあるのでは。

ご意見に対する県の考え方

- ・当初計画 5,700ha のうち残りの面積分については、今後森林所有者等の意向を踏まえつつ、それぞれの箇所に応じて適切な整備方法を検討していくこととします。
- ・限られた財源で極力効果的な事業実施が図られるよう、市町村と連携して計画的な里山整備に取り組んでまいります。

◎観光地等の景観対策事業の目標の拡充について

- ・ 枯損木処理については、今後要望が多く寄せられることが予想されるため、森林税事業は限定的な対応であることを早い時期にアナウンスしておく必要がある。
- ・ 高速道路沿いの松くい虫被害木の景観的問題は、以前から認識されていたのではないかな。
- ・ 高速道路沿線に限定するなら妥当だと思う。
- ・ 枯れ木を伐るのは大変危険な作業なので、安全面やコストについて十分な配慮を。
- ・ 景観対策である以上、伐採後の確実な更新についてももしっかり担保することが必要。

ご意見に対する県の考え方

- ・ 高速道路沿線における松くい虫被害の急激な拡大については以前から把握されていましたが、平成30年度に松くい虫被害の「見える化」の成果が活用可能になったことに伴い、全県を通じての被害状況の客観的、相対的な把握が可能になったものです。
- ・ 限られた財源での対応であるため、今回の拡充は観光イメージへの重大な影響を考慮し、高速道路沿線で枯損木が面的に発生している箇所限定するものであることを明らかにして取組を進めてまいります。

◎今後の基本方針の運用に係る考え方等

- ・ 基本方針以前に、第1期から森林税はずっと里山の間伐を柱としてやってきたはず。
- ・ 基本方針の大きな枠組みは変えない中で、県民のニーズを常に拾い上げて柔軟に対応していけるとよい。
- ・ 基金残高については、第2期のものがどう活用されているか、第3期中にどうなっていくかなど、県民会議等で明確に示してほしい。
- ・ 森林税全体の予算を見直す中で減額している事業は、実施可能量が減るのか。
- ・ 基本方針というものはそうそう簡単に変えるべきものではないので、当初と変わってくる部分があっても途中経過を県が公表していけばよい。プロセスの説明が大事。
- ・ 若い人たちに興味を持ってもらうためにも情報公開が重要。
- ・ 住民のニーズも多様化しており、どこに集中的に投資するか明確にする必要がある。
- ・ 面積等の指標だけでない進捗の説明ができるとうよい。

ご意見に対する県の考え方

- ・ 今回の基本方針の改正に当たっては、改正対象事業以外の事業についても概算事業費を見直していますが、当初に設定した成果目標の達成に影響がない範囲で縮減可能な予算を減額しているものです。
- ・ 今後の各事業の進捗について、成果目標に対する達成状況と予算執行状況の両面から明らかにしてご説明してまいります。